

オウバーストーンの通貨論

深町, 郁彌

<https://doi.org/10.15017/4362535>

出版情報：経済學研究. 27 (4), pp.23-55, 1961-10-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

オウバーストーンの通貨論

深 町 郁 彌

一 はじめに

一九世紀前半におけるイギリス信用制度の發達は、銀行制度という視点からみれば、一八世紀末にはすでに国内銀行制度の頂点にたち、「信用の最終的拠点」たる地位にたっていたイングランド銀行への發券集中、個人、株式銀行の預金銀行への転化という銀行業務の制度的分化であり、また通貨制度という視点からみれば、イングランド銀行券が国内流通において、従来金屬鑄貨が機能していた一般流通でそれに代替し、機能するという「新しい機能」を取得し (Cf. J. Clapham, *The Bank of England, A History*, Vol. II, p. 9)、資本流通の分野では従来からの商業的信用手段の流通がさらに高まるとともに、新たに預金銀行の創出する預金貨幣が主要な流通用具としてその重要性を高めてくることである。それにともなつてさきのイングランド銀行券は、これら信用的手段の支払手段として機能することとなり、諸銀行の支払準備機能は金屬鑄貨ではなしに同銀行券によつて果されるようになる。かくしてこの時代の信用制度の發達は、産業革命の進展、国内市場の拡大、統一にともなう国民的通貨の単一性の要請——それは理論的には一般的等価の一元性に由来する——を漸次実現する過程としてとらえることが可能であり、そしてそれはイングランド銀行券が国民的流通における一般的流通・支払手段——「現金」としての機能を取得するにいたることに最も端的にあらわれている。

一八世紀末、イングランド銀行が同銀行券の正貨支払いを停止した「銀行制限条例」(一七九七年)以前、すでに同行は「信用の最終的拠点」であり、恐慌のさいの国内の信用連鎖の中断から生じる「現金」―支払手段の供給者たる地位にたっていたが、そのさい供給される「現金」は、同銀行券の流通領域のロンドン周辺への局限性のため、金屬鑄貨であったといわれる(W・H・B・コート「イギリス近代経済史」矢口・荒井・天川訳一二二ページ参照)。このように供給される「現金」が金屬鑄貨である状態から同行の自己発行券への移行にイングランド銀行の中央銀行化の程度をみることでできよう。すなわちその中央銀行化は同行が流通界の「現金」需要を充足するような地位を銀行制度のなかで占めるようになる―その供給する「現金」が金屬鑄貨であつてもよい―ことよつて始まり、それが同行の金屬準備からの金屬鑄貨によつてではなしに自己の銀行券によつて充足できるようになることによつて完成段階に到達するといつて差支えない。そしてこの事態はまたイギリスの国民的近代信用制度の発達を示す一つの道標ともみることができよう。

マルクスが国内貨幣恐慌時のイングランド銀行の行動に関連して、そのようなばあいには信用貨幣の回収ではなしに増加がのぞましいことをとき、続いて「国内の生産が組織化されているばあいには」、「国内では今日なんらの金屬貨幣を必要としない……」(K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 562. 向坂訳中三二二ページ)と述べているさいの、「国内の生産の組織化」とは右のような近代信用制度の確立、その軸点としての中央銀行化の完成、同銀行券の「現金」化を指しているものにほかならない。またそれに続く国民的流通での金屬貨幣の不要化という結論は、直接には信用制度の発達にともなう国民的(国内)貨幣金屬の節約という視点からみることができようが、さらにこのような「組織化」―国内貨幣金屬の節約を結果する近代信用制度の国民的領域での確立は、一面では世界市場での世界貨幣―一般的等価物の歴史的実在―にたいする国民的通貨の独自化がより高度になったことでもある。このような独自化はブルジョア民族国家

の生成、その領域内における法制的措置にもとづく価格の尺度標準の確定、それにしたがう鑄貨鑄造制度に端を發し、右の中央銀行信用貨幣を基底として——それを支払手段として——成立する諸々の信用貨幣（広義の）流通の段階に一層高度化するのである。だが他面では商品流通が普遍的に世界市場流通として展開していくものであり、國民的流通はその構成要素としてのみ存在するものであるから、國民的通貨の獨自化はあくまで相對的なものでしかなく、このことに対応して信用制度の形成にもなって獨自化が高度となった國民的通貨——中央銀行券——の世界貨幣への円滑な轉換が確保されねばならない。これまで述べてきたことから明らかなように、國民的通貨の獨自化とは國民的流通の領域において、貨幣——一般的等価物に内包され、統一されている諸規定のうちの流通手段機能が形態的に自立化することにほかならないから、右の轉換（兌換）は貨幣諸規定の再統一を確保する制度的保証ということになる。中央銀行制度はこのような意味からすれば、貨幣制度と信用制度の接点である。周知の一九世前半の時代におけるイングランド銀行券の兌換性高調の意義ならびに金屬準備の防衛の問題も右の視角から取上げられねばならない。すなわち世界市場、世界貨幣との関連における國民的貨幣制度の問題である。

かくして右のような視角からの一応の歸結として一九世紀イギリス貨幣・信用制度の問題の焦点を (一) イングランド銀行券の國民的流通での「現金」化、(二) それにとまなうところの國民的通貨の世界貨幣からの相對的獨自化の高度化、他方ではイギリス産業の資本制的基盤の確立によるそれを中心とする世界市場の展開——商品流通の世界市場流通としての普遍的性格の強まり——の結果生起した世界貨幣との関連での國民的貨幣・信用制度という点に絞りたい。このように焦点を絞ることは中央銀行としてのイングランド銀行を信用制度としてだけではなしにさらに貨幣制度的視角からとらえようとするものであり、このような視角にたつことによつてこそイングランド銀行（さらに銀行制度全般）の

制度的改革ならびに政策をも十分に理解しようのように思われるからである。

一八一九年の兌換再開条例 (Resumption Act) に始まり、一八二六年、三三年の銀行条例を経て、四四年のピール条例制定にいたる法制的諸措置は、迂余曲折はあるが、発券業務と預金業務の制度的分化を促進し、発券集中へ導き、さらにイングランド銀行券への法貨規定の賦与によってその「現金」化を助長するとともに、イングランド銀行制度への干渉規制というかたちで——もちろんそういうかたちでしか行なわれえないものではあるが——世界市場貨幣にたいする国民的貨幣制度の安定性を確保しようとするものであったと言える。より具体的にいえば前者は恐慌における国内貨幣恐慌対策であり、後者は国際的貨幣恐慌対策である。

もしこのような視角から歴史の推移をみるとすれば、この時代の銀行制度をめぐる論争も単に信用論としてだけではなく、その基底にある貨幣論的問題との関連においてでなければ、その問題意識でさえとらええず、包括的に全体として理解できないように思われる。小論で対象とするオウバアストーンの理論、政策体系の基調となっているのは極度なまでの貨幣論的視角への傾斜である——そしてそのことから銀行主義とはまったく対照的にみえるほどの信用論の不毛も生じることになるのであるが。したがって理論上の問題としては、彼の通貨——「現金」規定——金属鑄貨とその代理物 (彼の規定では金証券 certificate) たる銀行券のみを通貨とし、後者をそれ以外の信用的諸手段から本質、機能の点から区別する——から始めて、通貨と信用の流通にたいする作用様式、銀行業の規定などを分析する (これに関連して何故に彼が通貨——銀行券——のみを統制の対象としたかが明らかにされる)。また政策論上の問題としては、彼が理論としては一方では貴金属の国際的均衡配分論をとり、したがって国内の正常な通貨水準と対外的な均衡 (対外為替相場) の金平価への一致と金流出入の停止)——いわゆる「国内均衡」と「国際均衡」——が同時に達成されるという調和

的な思考をもたざるをえないにかかわらず、現実の問題意識の出発点は両者の不一致、中央銀行政策の点から言えば国内貨幣恐慌緩和のための支払手段「現金」としてのイングランド銀行券供給（信用緩和）と金流出の防止、同銀行の兌換性にたいする信頼の維持が必ずしも両立するものではないことであり、そして現実の政策としては前者の犠牲において後者の優先的確保を主張したことを検証し、彼の提起した問題は、世界市場、世界貨幣にたいする国民的貨幣制度の維持者としての中央銀行の政策、制度にかんするものであることを明らかにしたい。本稿ではさきの理論上の問題を主な対象とし、後の政策論上の問題については別稿で取上げることとした。¹⁾

(1) 「オウバアストーンの通貨統制論」向坂逸郎教授退官記念論文集『経済学研究』第二十六卷第五・六合併号

二 通貨と信用

— 分類規定 —

まずオウバアストーンの貨幣（通貨）規定、銀行券のみを通貨として鑄貨と同じ範疇においてとらえ、他の「信用の諸形態」(various forms of credit)——商業手形、小切手（預金）——から区別する根拠を本質と機能の面から考察しよう。彼はこれらの問題にかんして次のような証言を行なっている。

「二六六三号。なぜ貴方は預金を通貨(circulation)の定義のうちに含まれないのか——その質問にお答えするためには、私は最初の諸原理まで立戻ることをお許しただかねばならない。貴金屬は特殊な諸法則の作用によって世界の異なった国々に配分されるが、これらの諸法則はすでに研究され、いまでは十分承認されている。それら諸法則が各国に貴金屬の一定部分を割り当てるが、その部分は他の事情が不変であれば、ひとりでに変化することはない。貴金屬は、

鑄貨に転化せしめられて、各国の貨幣を構成する。その鑄貨はそのまま流通することもあるが、高度に発達した諸国では、それはある程度まで、請求のあり次第持参人に鑄貨を支払うことを約束している紙券によって代理される。それらの紙券はこのような性質をもっているので、原則としては、その増加は等量の鑄貨にとつて代ることになる。それらの紙券が使用されているところでは、金属鑄貨が紙券と一緒になつてその国の通貨を構成している。ところでこの貨幣は、次のような幾つかの際立った特質をもっている。まず第一には、その量が貴金属を世界各国に割り当てる諸法則によって決定されること、第二には、それはいずれの国においても、他の全商品の価値の一般的尺度 (the common measure of the value of all other commodities) であり、それと関係せしめられることによつてあらゆる商品の価値が確定され、あらゆる契約が履行される標準 (standard) であること、そして第三には、それはいかなるときにも、いかなる人びとのあいだでも、またいかなるところでも、一切の取引を精算する (adjustment) ための一般的交換媒介物 (the common medium of exchange) となること、これである。さらにそれはその諸機能を無限に継続して果すという特質をもっている。ところで預金も、為替手形も、ならそのような特質をもつてはいないと考えられる。第一に、それらの量は各国における貴金属の量を決定する諸法則によつては決定されない。第二に、それらは決して価値の一般的尺度として、すなわちそれと関係せしめることによつて他の全商品の価値を測定できるところの標準として役立つものではない。次に、それらは一國の貨幣に属する一般的交換可能性 (universal exchangeability) を有してゐない。」(Evidence on Banks of Issue, in 1840, Tracts and other Publications on Metallic and Paper Currency, by The Right Hon. Lord Overstone, London MDCCCLVII, pp.343—344. 傍点—引用者。以下の引用は Tracts と略す)

右に引用した証言はオウバーストーンの貨幣 (通貨) 規定、および銀行券を通貨のうちに含め、他の「信用の諸形

態」をそれから除外し区別する根拠をほぼ余すところなくつくしているが、なお他の個所の叙述から若干補足しながら考察を加えていこう。

貨幣規定は世界市場における貴金屬の機能から始められる。さきの引用ではこの点については「國際的均衡配分」法則が述べられているにすぎないが、一八五七年の証言ではこう述べられている。「諸文明社会間の交易関係を行うためには、そのようなものとしてあらゆる国々によって受取られるところのある一つの一般的等価 (some one universal equivalent) が存在することが必要であり、貴金屬はそのような特質において受取られ、採用されるにいたっている。」(The Evidence, given by Lord Overstone, before the Select Committee of the House of Commons of 1857, on Bank Act, with Additions, London MDCCCLV III, Q. 3819, p. 88. 以下 Evidence in 1857 と略す) 貴金屬がまず貨幣であるのは世界市場——國際間の取引——で「一般的等価」たることによってである。彼の国内貨幣 (通貨) の叙述はこの世界市場における貴金屬——貨幣を前提として展開されている。

順序として各国における貨幣——貴金屬の持分を規定する理論としての「國際的均衡配分」理論について述べれば、「正常な状態では」一國の持分は貴金屬それ自体が「内在価値 (intrinsic value)」(Evidence on Bank of Issue, in 1840, Q. 2654, Tracts, p. 341) をもつことを基底とし、各国の生産力の相対的状态によって規定されると考えられている (Cf. Evidence on Commercial Distress in 1848, Q. 1583, p. 570)。

世界市場では貨幣は貴金屬の地金形態であらわれるのにたいして国内流通では「貴金屬は鑄貨に転化せしめられて」その國の貨幣 (通貨) を構成する。この貴金屬——地金——と鑄貨の区別は貨幣の機能の相違にもとづく形態上の分化であり、貨幣——貴金屬が国民的流通にとらえられるとき、鑄貨形態をとるにすぎず、貨幣の諸機能は貨幣が一般的等価

であることに由来するものにほかならない。ところがオウバァストーンは少なくともその叙述の上では国内流通での貨幣の諸機能を、貴金属の鑄貨への転化に続いて述べ、したがって鑄貨の行なう機能として述べているようである。だから彼が他方で述べている貴金属が「内在価値」をもち、世界市場で「一般的等価」であるという主張は、その配分理論——量的規定——の面でわずかにあらわれているにすぎず、貨幣の質的規定としては正しく継受されているとはいえない。このことは「一般的等価」の内容をなす「一般的交換可能性」が鑄貨の機能として、さらに次にのべるように銀行券にもあてはまるものとして稀積化されてしまっていることのうちにも最も明瞭にあらわれている。

ところでそれ自身「内在価値を有しない」銀行券が、鑄貨とともに通貨を構成するとされ、商業手形や預金などの「信用の諸形態」から区別されるのはどのような根拠によるものであろうか。それはさきに引用した証言からみれば次の二点に集約される。

第一に、原則として紙券の増加は等量の鑄貨の代替をもたらすものであり、その量は究極的には一国が本来保持する——生産力の相対的状态により規制される——貴金属量に一致すること、すなわち貴金属の「国際的均衡配分」法則によって規定されること。

第二に、それは鑄貨とともに、そして同様に継続流通して貨幣の諸機能を果しうるもので、なかんづく「一切の取引を精算するための一般的交換媒介物」であり、「一般的交換可能性」を有すること。この二つである。商業手形や預金に通貨のうちに含まれないのは、この二つの点を充たしえないという理由によるものである。

まず第二の点からオウバァストーンの論拠とするとところを考察してみよう。彼は為替手形を通貨から除外する理由を

求めた質問にたいして、預金を除外したのと同じ理由からだと断った上で、フランス議会の報告書からの次のような引用を行なうことよって自ら語るのに代えている。

約束手形や為替手形はある額の債務支払いを記載した証書であり、それ故に貨幣章標たりうる。これらは裏書によって譲渡することができるので、流通貨幣の性格をある程度もってはいいるが、その所有者にとっては一定期間後しか支払われえないものであるから、いつでも表示されている貨幣額を与えるものではない。貨幣を直ちに手に入れるためにはそれを売渡することが必要である。また裏書によってしか譲渡できないということは、それが裏書した当事者によって契約された未済の債務だということであり、支払期日に振出人||最初の債務者が最終の所持者||債権者に支払うまでは、裏書した当時者たちは未済の債務によって拘束をうける。これにたいして「政府の認可のもとに設立され、その監督を継続的にうけているところの強大な会社によって発行されている持参人一覧払いの手形」はいつでも貨幣も入手でき、「裏書保証の必要もなく、その通過の痕も残さず」に手から手へと移動する。」(Evidence on Bank of Issue, in 1840, Q. 2664, Tracts, pp. 344—345)

このような引用によつてオウバーストーンが強調しようとしているのは、商業手形が期限付であり、即時的な貨幣(鑄貨)への転換が可能ではなく、その流通とは商品移転に応じる債権債務関係の拡大であり、したがつて振出人——最初の債務者が最後の所持者——最後の債権者に貨幣での支払いを行なうまでは中間の裏書当事者の自己の債務支払い義務——週及に応じる義務——を負っているが、これにたいして銀行券||持参人一覧払約束手形では即時的な貨幣への転換(兌換)が可能であり、その流通(譲渡)は貨幣の受渡しと同様な効果、すなわち取引の完了を意味するということであろう。この限りでは銀行券の「一般的交換媒介物」規定、「一般的交換可能性」をもつという主張は、その一覧

払であることと、貨幣への転換が確實であることに力点を付して把握されているのであり、したがってこのような銀行券のもつ機能規定の根柢は貨幣—金への転換可能性の確實性、すなわちその同一性に求められているわけであって、法貨規定あるいは紙幣のもつ強制通用力から直接に導き出されているのではない。彼にあっては右のような銀行券の「現金」規定は、銀行券の兌換性の排除を意味するものではなく、その確實性を基礎としてのみ成り立つ論理であるといえよう。「現金」規定を法貨規定のもつ国家強制に直接結びつけて、それが兌換性の稀積化を意味するという立場に立つのでは彼の兌換性の強調の意味を理解することはできなくなる。なおさきの「一般的交換可能性」とは国内流通で一般的受領性という程度の意味でしかないことも明らかであろう。(3)

(2) 以上述べた限りでは、オウバーストーンの法貨規定にかんする理解は、一八三三年の銀行条例での法貨規定のとらえ方と同様な視点に立つものと推測可能である。同条例では、イングランド銀行券の法定鑄貨への兌換が維持されている限りにおいて、同行におけるばあいを除いて、五ポンド以上のあらゆる額にたいして同銀行券を法貨とする、と規定されている(*Cf. A. E. Feavey-car, The Pound Sterling, p. 234*)。なお彼の法貨規定への言及は次のように、国内貨幣恐慌における「現金」供給をイングランド銀行の金属準備からの金によってではなく、同銀行券によって行ないうるようにし、「国内流通の紙券化」、国内鑄貨準備の機能縮小↓金属準備の縮減と国際的支払準備のみへの充用の促進という機能面にかんしてのみなされているに止まる。「法貨条項の原理は、この国の全紙券制度が、それがなければあよりは少ない金量をもって機能しうるようにする意図で、地方の銀行家たちが自らの銀行券を金の代りにイングランド銀行券で支払いうるようにすることである」(*Evidence on Bank of Issue, in 1840, Q. 2865, Tracts, p. 411*)

(3) オウバーストーンは銀行券を通貨とするばあい、イングランド銀行券だけでなく当然地方銀行券をも含めるが、両者の機能の点では「一般的交換可能性」という視角から若干の差を認めている。「三一九五号。地方銀行の通貨は価格や利率にたいしてイングランド銀行の通貨と同程度に影響を与えるというのが貴方の意見なのか。——もちろん然り。……地方の発券銀行の紙券は、その性格においてイングランド銀行券に非常に近いと考えるが、それらにはある種の事情がともなっている結果として無限に継続し

て一般的交換可能性をもつ程度がイングランド銀行券ほどには完全でないと思つ。」(Op. cit., p. 478)

以上からオウバーストーンでは、国内通貨を構成する銀行券の「一般的交換可能性」とは一般的受領性というほどの意味で使用され、それが国内流通において信用制度の發達にもない「現金」化し、一般的流通、支払手段として用いられるにいたることを指すものであり、そしてその根拠は銀行券の兌換性にあることを檢出した。このような把握には一方では前述の信用制度の發達による国民的通貨の世界貨幣からの独自化と、他方ではそれがあくまで相対的独自化にすぎず、究極的には世界貨幣としての金によって拘束されざるをえないという問題の両面が明瞭にあらわれていると言えよう。

次いでオウバーストーンが銀行券を通貨を構成するとし、他の「信用の諸形態」から區別する第一の根拠——銀行券發行は等量の鑄貨を代替するものであり、その量は究極的には一國の保持しうる貴金屬量に一致する、すなわち貴金屬の「國際的均衡配分」法則によって規定されるが、これにたいして「信用の諸形態」の量はそのような法則によって規定されないという主張——を取上げよう。

彼が銀行券發行が等量の鑄貨を代替し、その鑄貨は国外に輸出されると説く限りにおいては、そこに主張されているのは發券制度の成立にともなう銀行券による流通手段としての貨幣金屬の節約にほかならない。しかしながらこの銀行券による代替節約によって国内流通にとつて必要でなくなった貨幣が国外へ排除され、本来その國が保持すべき貴金屬水準に通貨量が維持されるということ述べるに當つて、彼は貴金屬水準からの通貨量の一時的乖離、通貨価値の低下——物価騰貴という過程を必然的な媒介環として持込んでいる。もちろんこれは彼だけでなく彼に先行する論者——たとえばリカドゥー——もそうしたことは周知のごとくである。だがこのように述べられるばあいには、単に銀行券發行

による流通貨幣の節約という問題だけではなしに、さらにこれとは全く異なつた景氣變動、それにもなう支払差額に起因する為替相場の変動、貴金屬の海外流出、銀行信用によるこの變動局面の加速激化というような問題が混入せしめられている。後の問題にかんしては銀行券發行が等量の鑄貨を代替排除するとは言えない。またさきの流通貨幣の節約の問題にかんしてであれば、通貨価値低下、物価上昇という媒介環を介在せしめることは不必要かつ誤りである (Cf. J. L. Laughlin, *The Principles of Money*, pp. 267—269)。右の二つの全く異なつた問題を混淆したという点ではリカアドウも同様であるが、彼にあってはその論理を成立せしめる基本的支柱が流通貨幣の節約にあることは明らかに感知され述べられている。⁽⁴⁾これにたいしてオウバーストーンではその対象としたのが後の景氣變動の問題であつたことから必ずしも明らかには述べられてはいない。だが彼が一国の銀行券量を究極的には一国の貨幣—貴金屬量に一致するものであり、後者を規定するのと同じ法則によつて規定されると言うのにたいして、他方その他の「信用の諸形態」ではさうではないとすることの現實的根拠は節約の視点からのみ理解可能である。

(4) リカアドウの一文を掲げれば次のとおりである。「銀行の設立、それに続くその銀行券の發行は、それ故に、鉱山の發見と同様に、地金あるいは鑄貨の輸出の誘因として作用し、その目的が達成されうる限りにおいて有益なものである。銀行は最も費用のかかる通貨をなんの価値をも有しない通貨で代替せしめ、われわれをして貴金屬(それは、わが国の資本の必要な部分ではあるが、なんら収入をもたらさないものである)を収入をもたらす資本に転ずることを可能ならしめるものである。」(*High Price of Bullion, A Proof of the Depreciation of Bank Notes, The Works and Correspondence of David Ricardo*, Vol. III, p. 53)

信用制度の發達は一方では集中的中央發券制度の確立を指向し、銀行券は一般流通へ入り、鑄貨に代つて一般的流通・支払手段として機能するようになることに、他方では預金銀行制度の形成に導き、それにともなつて資本流通では手形、預金貨幣(小切手)によつて取引が媒介されるようになる。銀行券が一般流通で直接に金貨幣を代替することによ

って貨幣の節約が実現されるが、また預金銀行制度は債権・債務相殺の技術、機構——たとえば手形交換所——を發達せしめることによって、資本流通で機能する「現金」は、差額決済用の支払手段としてのみ使用されるものだけとなり、この流通分野での必要通貨量は著るしく縮減される。そして縮減の対象となるのは、かかる發達段階では、この分野での差額の支払いが主にイングランド銀行券——それも大額銀行券——でなされることに応じて、鑄貨ではなしにこのような銀行券である。さらに貨幣量の節約は貨幣の流通速度の増大によっても行なわれるが、ここでは貨幣資本の集中、貸出によって同一貨幣片の機能回数を促進する銀行制度の技術と、信用による商品転態の速度、その結果としての流通速度の増大が考慮されねばならない。信用制度はその發達とともにこのように種々異なつたかたちで必要貨幣量、したがって貨幣費用の節約を実現することになるわけであるが、銀行券流通によるものが一般流通での鑄貨の直接的代替による貨幣金そのものの節約であるのにたいして、そのほかのものはいずれも資本流通における「現金」、それもそれ自体が信用貨幣である銀行券の節約であるというように、節約が重層化し分化したかたちであらわれることになる。前者は貨幣金、したがって国民的に節約を意味するのにたいして、後者に属するものは、銀行券が対象とされる限りでは直接には個別資本にとつて意義があるにすぎない。このような信用制度の發達もたらす貨幣節約の重層化、分化がオウバーストーンの銀行券とその他の「信用の諸形態」との流通量規定法則の相違を主張する現実的根拠である。ところで彼はこの両者の相違にかんして次のように言う。

「預金、支払わらるべき債務、いかなる形態のものであれ信用は確かに購買手段、支払手段、取引遂行の手段となされるものである、だからある意味では『補助的通貨 (Auxiliary Currency)』と称されるものの一部を形成するものと考えられる。しかし『補助的通貨』の全上部構造は通貨の管理とは異なる問題を形づくっている。それは金、屬、通、貨の

上にも、あるいは紙券通貨の上にも等しく構築されうるもので、それが従う量的変動は金屬貨幣の紙券による代替を規制すべきものとは異なる法則に従がう。」(A Second Letter to J. B. Smith Esq. 1840, Tracts, p. 199. 傍点—引用者)

表現上では「補助的通貨」という規定を容認しながらも流通量規定法則の相違が強調される。かくて前述の「信用の諸形態」は「一般的交換可能性」をもたないという規定と相まってそれらを「通貨」から排除する基本的な立場が取られることとなる。だがオウバアストーンではこの排除をもってその役割が否定されているというわけではない。この点については節を改めて考察しよう。

(5) 發達せる信用制度のもとでの貨幣の節約の重層化、分化をマルクスが次のように三つにわけているのが示唆的である。

「一つの主要流通費は、自己価値である限りでの貨幣そのものである。貨幣は信用によって三つの仕方で節約される。

A 諸取引の大部分にとって貨幣が全然なくてすむということによって。

B 流通する媒介物の流通が加速されることによって。……すなわち一面では加速は技術的である。言い換えれば、消費を媒介する現実の商品取引の大きさと量とが不変であるばあいに、ヨリ少量の貨幣または貨幣章標が同じ務めを果す。このことは銀行業の技術と関連する。他面では、信用は、商品変態の速度としたがって貨幣流通の速度とを速める。

C 紙券による金貨幣の代用。」(K. Marx, Das Kapital, Bd. III, SS. 476—477. 向坂訳(一七九—一八〇ページ))

三 通貨と信用との関係

オウバアストーンの理論に特徴的な一つの点は、前述のように通貨を構成するものとしては鑄貨、銀行券のみを含め、商業手形、預金などの信用的手段を銀行券から区別し、排除した点ではたとえバ리카ードと同じでありながら、彼に比すれば「信用の諸形態」にたいし著るしく注意を払い、それと通貨——とくに銀行券——とのあいだの変動の相関関係を論じていることである。(Vgl. G. Kepper, Die Konjunkturlehren der Banking und der Currencyschule insbeson-

dere von Tooke und Newmarch, S. 71)。したがって彼が統制の対象として通貨——銀行券——のみを取上げ、信用を排除するについては、リカードゥとは異なって、それ相応の理由付けを必要としたのである。通貨、実際には銀行券のみの統制を主張した点は、オウバーストーンを始めとして通貨主義を批判する銀行主義が、鑄貨（ならびに国家紙幣）に信用を対置し、銀行券を他の諸形態と一括して含め、統制対象とさるべきは銀行券だけではなしに信用全体であるとした点——ただし直接に統制可能なのは銀行信用のみとする——と鋭く対立する（いわゆる通貨統制対信用統制）。本節での考察はオウバーストーンがそう主張した理由をも明らかにする。

まず通貨と「信用の諸形態」との量的変動の關係についての彼の見解を取上げよう。

「二六六五号。事情が同一のばあいに、銀行業者の帳簿における預金者への債務総額 (the aggregate amount credited to depositors 貸出によって形成された預金を指す——引用者) はこの国の貨幣量といくらか関連をもつものであるか。——通貨量の一時的変動のあいだに、他の一切の事情が変わらないとすると、預金量はそのような変動によって影響されると思う。」(Evidence on Banks of Issue, in 1840, Tracts, p. 346)

「二六六六号。為替手形の量はどの程度が貨幣量に依存しているか。——非常に著るしい程度依存していると思う。一国の貨幣はその基礎をなすものであり、為替手形はその上に構築されている上部構造をなすものであると考える。思うに為替手形は銀行取引 (banking operation) の重要な形態であり、一国の通貨はそれらの取引が遂行さるべき貨幣である。この国の通貨に収縮があれば、もちろん信用の上に作用する。為替手形は信用の重要な形態であるから非常に強い程度その収縮の影響をうけるだろう。実際それらは紙券通貨量よりもはるかに著るしい程度収縮すると思われる。」(Op. cit., pp. 346—347)

このように預金、手形などの「信用の諸形態」は、通貨をその基礎として——支払手段貨幣として——構築される「信用の上部構造」であることから、通貨量の變動に照応してその量が變動するものと規定される。しかしこの両者の變動の照応関係は直接的なものではなく、流通における物価およびその他の諸要因を媒介としてあらわれるとされる。たとえば為替手形にかんして彼は言う。

「為替手形は、一商品あるいはより多数の商品価格の一切の變動、商業活動の一切の變化、信用の増減、およびその他の事情とともに變化する傾向がある。したがって貴金屬を配分し、直接に紙券通貨の量を決定する諸法則は為替手形の量には限られたかつ間接的な影響を与えるにすぎない。」(Op. cit., p. 450)

彼の言うところでは商品価格の變動因は通貨要因だけではない。それはむしろ実物的な變動を加速せしめる要因として従属的地位を与えられているにすぎない。また貨幣要因には単に通貨量だけではなしに、「通貨の効率 (efficiency)」が考えられている。為替手形のごとき「信用の形態」から区別されている「信用」とは、明示されてはいないが、内容的には「通貨の効率」を規定する貨幣節約の諸条件を意味するものと思われる。

したがって右の点をあわせて考察すれば、通貨量と「信用の諸形態」との照応関係は、間接的であり、量的に比例するものではなく(前出二六六号参照)、また時間的にもずれをもってしか起りえないことになる。

(6) オウバァストーンは価格||景氣變動因について実物的(ないしは心理的)要因を基本的なものとし、貨幣要因を従属的なものとして規定する。

「通貨量の變動が物価および景氣の變動を惹き起し、刺戟する原因たることはほとんど稀である。人心の楽天的性格、需要供給の相対的大いさにかんする誤算、作柄の變動、趣味や流行の變化、法律の制定や政治的事件、わが国と活潑な交易関係によって結合している他の諸国の状況の熱狂または停滞、多数の人びとがしばしば熱狂または停滞状態へと駆り立てられるところの感応性に作

用する無限に多様な因果關係 (causalities) —— これらのすべて、またはそのうちの幾つかが一般に……景氣のそのような変化を最初に刺戟する諸原因 (original exciting causes) である。通貨の管理は、從屬的、要因である。それは原因となることはほとんどないが、商業の動搖の激しさを抑制したり、増大せしめたりすることをもってかなりの影響を及ぼしうるし、またしばしば及ぼしうる。」(A Letter to J. B. Smith, Esq., Tracts, p. 167. 傍点—引用者)

(7) 「通貨の効率」という概念はその内容規定は明示されてはいないが、前節で触れたような信用制度の貨幣節約機能との関連で考えられているものにほかならない。注意されるべきことはこれによって国内流通における通貨量と物価との一義的な變動關係が修正される点である。

「同量の銀行券が異なった時期に通貨の諸機能を一層効率的に果すということ、信頼 (confidence) が堅固であれば、それに比例して通貨はより効率的となり、信頼が揺ぐと、通貨は効率的でなくなるということは真実である。通貨の効率の低下と通貨量の減少はある点にかんしては同様な結果をもたらすだろう。だが両者は全く別の事柄である。」(Evidence on Commercial Distress, in 1848, Q. 1423; Tracts, p. 513; cf., op. cit., p. 515)

かくてオウバーストーンの通貨と「信用の諸形態」との變動關係は、量的、時間的には一時的な不一致、乖離をとまなうものではあるが、基本的には前者によって後者が規定、制約される照応關係にあることになる。そしてこの点は彼の「信用の諸形態」の統制はそれ自体としては必要でなく、通貨——銀行券の統制のみで充分にその目的を達成しうるという政策的主張の理論的基礎である。⁽³⁾

ところで通貨と「信用の諸形態」との關係については「信用の諸形態」の通貨への轉換についてオウバーストーンがどう考えていたかが明らかにされねばならない。彼の「信用の諸形態」の動きにたいする深い関心は実はこの問題に關連するものであった。

彼にあっては「信用の諸形態」は流通媒介物の諸機能を否定され、前述したところからわかるように、その動きが、現

金通貨の物価—景氣にたいする作用が能動的なのをたいして、むしろ受動的とされていることからして、それ自体としては問題ではない。彼の関心は「信用の諸形態」の動きが預金の引出し、あるいは手形割引を通じて銀行券（通貨）の新規供給—流通量増加を生ぜしめるという点に向けられている。彼が為替（商業）手形に關説するときでさえそれを「銀行取引の重要な一形態」として述べていたことを想起されたい。右の問題にかんして預金を例にとり次のように論じられている。

「預金にかんして奇妙な疑問が提起されてきた。ある人びとはそれらは自由に預金者によって引出され、その人びとはそれに応ずる額のイングランド銀行券を手に入れうるものだから、實際上通貨の一部であると主張しているのである。この点に存在する混乱は、銀行業務の機能と発券の機能が同一の機關のうちに不幸にも結合されていることから生じている。非発券銀行家の手許にある預金は通貨の一部を構成するとは看做しえないと思う。というのはこれら預金の増減は決して実際に流通している紙券通貨量に作用しえないものだからである。しかしながら発券銀行の手にある預金にかんしては事情が異なる。彼は不当にその発券を増加することによって、したがって有価証券を現金に換え、こうして彼の預金者から生じる要求を履行するにたるだけの量の紙券通貨——以前に流通していた紙券通貨——を獲得することによらないで、預金者の要求に応じる力をもっているわけである。」(A Second Letter to J. B. Smith, Esq., 1840, Tracts, p. 200. 傍点—原文イタリック)

彼が主張しているのは預金——ここでは明らかに要求払預金の意味である——の増減が重要な作用を流通に及ぼすのはそれが通貨量の変動を生ぜしめる限りにおいてであり、そしてそれは発券銀行が預金の払出請求にたいして新たな発券によって応じるばあいだけということである。非発券銀行では手持の資産——銀行の「眞実資本」（これについては後

述)——の範囲内で行動し、現金準備内からの支払いができなければ、手持の有価証券の売却によって入手した通貨をもつて行なわざるをえず、したがってこのばあいには通貨の追加供給はないと言うのである。問題への接近は通貨の新たな追加供給があるのか否かということに視点を限つてなされているのであつて、預金の形成が預金者による通貨の預け入れによるものであるか、銀行の貸出——割引あるいは貸付——によるものかというようなことは意識にのぼされていない。手形割引——発券のばあいも発券、という点に重点をおいて理解される。かくして「信用の諸形態」はそれが発券、銀行により銀行取引の対象となる限りでのみ、それが銀行券(通貨)へ転化しうる——ただし後者の新たな追加供給として——限りでのみ重要な意義をもつことになる。後述するように銀行学派では「信用諸形態」のあいだの相互転換としてとらえられることが、オウバーストーンにあつては通貨の創出としてとらえられているわけである。しかしながらこれをもつて彼が銀行券||通貨供給の一つのルートとして、しかも一國の「正当な水準」への一致を保証する金買上げ——発券によるルート以外の、したがつて右の水準を上廻る通貨量をもたらすものとして重要視し危険視していることを忘れてはならない。というのはこれが、発券業務とそれ以外の銀行(預金)業務の峻別、イングランド銀行の発券部と銀行部への分離、地方銀行の発券停止、預金銀行への転化促進⁽⁹⁾という一連の政策論の理論的基礎を提供しているからである。

(8) 銀行券のみを統制すべきで「信用の諸形態」は統制すべきでない、というオウバーストーンの主張は次の通りである。「三〇七四号。では貴方が必要と考えられる要求私の紙券通貨にたいするのと同じ統制を為替手形に加えることは必要ではないのか。——私は明らかにそれは必要でもなく、正しいものでもないという見解をもっている。私は為替手形を銀行取引の一形態と考え、一切の銀行取引は信用の諸形態であると考えている。そこで信用の諸形態のいずれにたいしても直接的な制限を加えることは健全な原理に反すると思う。私は健全な原理とは、貴方がたが原理に立脚して(金の流出入に從つての統制を指す——引用者)この國の紙券通貨に統制を加えること、そしてそれが厳格かつ正確に規制されれば、一切の信用の諸形態、紙券通貨の上に構築されてい

る上部構造はそのほゞ正しう限界 (legitimate bounds) 内に保たれること¹⁰である¹¹と解してゐる。」(Evidence on Banks of Issue, in 1840, Q. 3074, Tracts, pp. 450—451)

(9) 地方發券銀行のみについて言えば、その銀行券量の変動がイングランド銀行券のそれから後れてしか生じないこと、それが通貨統制の重要な阻害因とされている。言うまでもなく發券が「信用の諸形態」を基礎にして行なわれることにその原因がある(發券放棄促進の根拠)。「一般に認められているところでは、イングランド銀行券の收縮の最初の影響は地方銀行通貨の増大である。その後、イングランド銀行通貨の收縮から生じる信用ならびに物価にたいする圧迫がやってくる。それがもっと後の時期に地方銀行通貨の收縮をもたらすが、この仕方での地方銀行通貨の收縮はいずれも時間の点で後れて生じるものである。」(Op. cit., Q. 2728, p. 371)

「イングランド銀行は(地方銀行の發券にたいして——引用者)信用および物価にたいするその作用を通じて、究極的統制を加える。しかし私には紙券通貨の全發行者が互いに同時に——が他に從つてではなく——行動すべきであると思われる。彼らはすべてこの国の貨幣取引の連帶せる統制者たるべきであると思われる。」(Op. cit., Q. 2722, p. 366)

以上、オウバァストーンの通貨と「信用の諸形態」との関係を、量的な變動の基本的な照応関係と、「信用の諸形態」の銀行券への轉換を新たな銀行券——通貨の創出として把握するという点に集約して考察した。

周知のように、これにたいして銀行主義は鑄貨(および不換政府紙幣)と「信用の諸形態」とを區別し、銀行券をその一形態として預金——小切手——、商業手形等と同じ範疇に属せしめる。したがって前述した「信用の諸形態」の銀行券への轉換は、一信用形態の他の信用形態への轉換であり、一国の流通量が「流通の必要」によつて規定される限りは、銀行券の收縮は他の「信用形態」の増加をもたらし、またイングランド銀行券の收縮は地方銀行券の増加を生ぜしめるというように、相互に代替し合い、ゆえに銀行券——とくにイングランド銀行券——の變動はそれに照応するかたちでその他の「信用の諸形態」の變動を結果せず、むしろ相反する動きを示すというものであった。¹⁰⁾

(91) Cf., T. Tooke, *An Inquiry into the Currency Principle*, pp. 23—33. 玉野井訳、六一—七五ページ参照。J. Fullarton, *On the Regulation of the Currencies*, p. 28 ff. 天利訳五〇ページ以下参照。

右のような見解から当然帰結されるところは統制にあたっては銀行券——フラットンの言を借りれば「信用の小錢であり、信用が自らを発現していく力学的な仕組みのうちでは最も幼稚なものに属している」(Op. cit., p. 51. 天利訳七六ページ)もの——のみを対象とすることは無意味であり、全信用を対象とさるべきこと、ただし可能性という点からは商業信用の直接統制は行ないえないから銀行信用の統制のみを行うべきである、ということであった。

このように銀行主義の見解を要約できるとすれば、通貨主義がイングランド銀行を頂点として形成された信用制度のもとで、同銀行券が「信用の上部構造」の基礎として——「信用の諸形態」の国内流通にかんする限りでの支払手段として——「現金」規定を取得するという事実を極度に誇張して、景気変動の一面に妥当する照応関係をその全局面に機械的に拡大適用しているのにならして、銀行主義は「信用の上部構造」の巨大さに比して現金基礎の小なることから、また信用という点の同質性から通貨構成を平面化してとらえ、相互転換性、代替性を全面的に固執するという面をもっていることになる。両者の見解にはその内容に即して言えば信用制度の運動の二面性がいずれかの一面においてのみとらえられている。景気変動と照応せしめてその運動を把握すればこうなるであらう。

景気変動の過程で社会的生産の流動性が保たれているあいだは、商品取引は資本流通部面ではその大部分が信用に依拠して行なわれる。「信用が……富の社会的形態として、貨幣を駆逐してその地位を奪う。生産物の貨幣形態をなにかただ消極的なものおよび観念的なものとして、単なる観念としてあらわれさせるものは生産の社会的性格にたいする信頼である。」(K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, S. 261. 向坂訳(四〇九ページ)信用は「現金」基礎から自立して運動する。したがってこの局面ではイングランド銀行信用貨幣にたいする依存の必要はなく、それ故に同行の信用統制がもし発動され

たとしても——もちろんその必要はないが——その効果はない。景気がより上向局面へ發展していくにつれて、信用の銀行信用への依存が強まっていくが、再生産過程の流動性がなお維持されている限りは、商品取引は信用に依拠して行なわれる。だがそれに続いて再生産過程に梗塞が生じ、社会的信用（支払）連鎖の中断が生じる恐慌局面では、信用の「現金」基礎への転換、復帰が起り、支払手段への需要が、商業手形、地方銀行券、さらには有価証券等の一切の「信用の諸形態」の「現金」への転換要求をみたすために生じ、それはイングランド銀行信用貨幣にたいする需要となつてあらわれる。この決定的な恐慌局面では、したがって同行の信用制限の強弱は直接にその信用貨幣たる同銀行券の入手の困難としてあらわれ、国内における信用、再生産過程の梗塞を左右し、貨幣恐慌の激化の契機となるものである。

このように信用制度の運動は「現金」基礎からの自立、乖離とそれへの復帰、拘束という二面性においてあらわれる。「信用の諸形態」の通貨量変動への基本的な照応関係を主張する通貨主義の見解が、後の局面を基礎とし、それを量的照応関係として全面的に妥当としたものであったのにたいし、銀行主義の相互転換、代替性の理論は、さきの信用制度が「現金」基礎から離れて自立的に運動しうるような循環局面にのみ無条件妥当を主張しうるものに止まり、「現金」基礎への復帰拘束が生じる局面には全面的に妥当するものではない。それでは国内流通にかんする限りは信用の上部構造の「現金」基礎として機能しているイングランド銀行信用貨幣——銀行券——の独自の地位、したがって発達せる信用制度のもとの通貨構成の立体的構造を充分把握してはいないことになる。さきに引用したフラットンの、「信用の諸形態」の量に比しての流通銀行券の僅少性という事実にもとづくところの銀行券の把握は、このような欠陥が包蔵されていることを示唆するものである。

しかしながら前述のようにオウバアストーンの見解が一つの現実的基礎を有するとはいへ、銀行券を他の「信用の諸

形態」から絶對的に切離し、そしてそのみに限定して物価—景氣変動への能動的作用因を考察する視角は銀行信用業務の一元的把握を排し、發券のみを嚴格な規制のもとにおき、預金業務イングランド銀行部の自由競争原則の政策的主張につながるものである。だがこの点については節を改めて論じることにした。

四 銀行業

以上の考察では、オウバーストーンの通貨規定を中心に、通貨と「信用の諸形態」との関係を貨幣論的視角から取扱った。これに続いて本節では、右の規定をうけて展開される彼の銀行業の規定を対象とし、そのなかにその通貨規定が貫徹する態容を考察したい。あらかじめ述べておけば、彼の發券業務と預金業務との区別は、通貨と「信用の諸形態」の区別の直接の延長として構成されていること、通貨規定において、いかなる仕方によるものであれ發券のみを社会的に新たな通貨の創出——追加供給としてとらえる視角は、銀行業規定のばあいには、發券業務（發券銀行）のみが追加的資本の創造能力を有するものとし、預金業務（預金銀行）にそのような能力を否定するかたちであらわれることをまず明らかにし、続いて以上のことを前提としてすでに若干触れてきたイングランド銀行の部門分割および両部門の異なる行動原則の主張について具体的に言及することにする。

オウバーストーンは發券銀行と預金銀行との機能の違いを次のように規定する。

「發券の銀行は流通媒介物の創造を委託されている。

預金と割引の銀行はその流通媒介物の使用、分配、または充用 (use, distribution, or application) に関与するものである。」

前者の唯一の義務は確実な担保にもつづいてその紙券を發行するための有効な手段をとり、一定の規準に従つてその量を調整することである。

後者の主要な目的と義務はできるだけ多くの割合の既存の流通媒介物を掌握し、それを払戻しのための安全と最高の利潤率とをあわせもつような方法で分配することである。」(Reflections suggested by a Perusal of Mr. J. Horsley Palmer's Pamphlet on the Causes and Consequences on the Pressure on the Money Market, 1837, Tracts, p. 31) また別の著作において預金銀行の業務にかんして次のように言う。

「銀行家の眞の業務は他人の資本を使用すること、つまり用途を求めている資本を所有している人びとと、勤勉さと企業を所有してはいるが資本を要する人びととのあいだの媒介者として行動することである。彼の機能は彼の判断と個人の保証を介入せしめることによって一階級から他の階級への資本の移転を容易ならしめることである。」(A Second Letter to J. B. Smith, Esq., 1840, op. cit., p. 225)

まず明らかなことは發券——銀行券での銀行信用の供与——のみが、前述の銀行券を他の「信用の諸形態」から區別する規定をうけて、新たな通貨創出としてとらえられていることである。これにたいして預金——割引という預金銀行の業務は、はじめの引用においては社会的に既存の——彼の規定に従えば流通内にあるところの——通貨の使用、分配ということであり、後の引用では「資本」の社会的移転、分配の媒介と規定されている。

いま發券業務についての規定は後に譲り、預金業務から述べることとすれば、右の二つの引用にあらわれている規定の仕方の相違、「資本」規定の内容が問題とされねばならない。引用で見る限りでは「資本」は貨幣資本という意味で使用されているようにも見えるが、この点については若干の吟味を必要とする。まず彼が一般に「資本」といふばあい

には次のような意味で用いられる。

「資本はそれによって産業が営まれる諸商品から成り立つ。固定資本と流動資本がある。貴方の船、ドック、埠頭、道路、橋梁、工場、倉庫等々は固定資本であり、貴方の食料、衣服、ならびに毎週労働者を維持していくのに必要な諸物、一切の原料、綿花、羊毛、絹、鉄等々は流動資本である。」(Evidence in 1857, Q. 3754, p. 66) このように彼の言う「資本」はリカードゥ以来の古典学派の規定をそのまま継いで素材的視点からみた——価値視点からではなく——現実資本、すなわち生産資本あるいは商品資本を指すものにほかならない。次に「資本」概念と関連して述べられる彼の通貨(貨幣)の規定は、「資本を支配する手段もしくは用具」(Op. cit., Q. 3754, p. 66)である。

したがってこのような見解から窺がいうところでは、さきに預金業務にかんして使用されていた「資本」なる用語は、明確に貨幣資本と規定されていると考えることはできない。むしろ彼において価値視点からの「資本」概念の考察がみられない結果として、産業資本の一形態としての貨幣資本、さらにはそれからの遊離部分を主な構成要素とする貸付可能資本といった把握は欠除していると言うべきである。このことは彼が貸付可能資本の需給と関連してとらえられるべき利率を、右の現実資本と直接関連させていること⁽¹⁾や、貨幣資本の蓄積というべきところを、「資本を支配する手段もしくは用具」の蓄積⁽²⁾とすることに明瞭にあらわれている。

ところで、以上の諸点からみれば、オウバーストーンがさきの引用において預金業務を一方では通貨に関連させて述べ、他方では資本に関連させて述べていることも、全く異なったことを矛盾して主張しているわけではなく、通貨の集中、使用、分配による「資本」——現実資本の移転、社会的分配変更ということを、その手段たる通貨の面からみているか、その目的ないしは結果たる社会的な現実資本の分配変更という点からみているかの違いということになる。

(11) オウバーストーンが貨幣資本を範疇として把握できず、現実資本と混同していることについては、マルクスが「資本論」第五篇第二十六章で利子率への作用の問題と関連させて決定的な批判を加えているので、また小論にとつてはこれまでの論及で十分と思われるので、これ以上は論じない。ただ本文の叙述との関係で若干の引用を行なっておく。

「……だが私は一国の貨幣量の変動から生じる利子率の変動は、その程度および継続期間の双方にかんしていずれも小なるものであり、程度あるいは継続期間にかんしての利子率における一切の重要な変化は、明確かつ直接に資本にたいする需要および資本の生産性 (productiveness) における変化と関連している。」(Evidence in 1857, Q. 3749, p. 64. 傍点——引用者) 利子率の基本的規定因としては現実資本、一時的、小幅な変動にのみ貨幣量——貨幣資本(非運用の貸付可能な)ではない——が関係させられて止まる。

(12) 前注とも関係するが、さらに貨幣資本の蓄積というべきところを通貨の蓄積とする見解は次のようなかたちで述べられている。

「イングランド銀行における地金の蓄積が低い利子率と時を同じくすることとはありうることである、というのは資本にたいする需要が減少する時期はそれによって資本を支配する手段もしくは用具(通貨を指す——引用者)が蓄積される時期である。」(Op. cit., Q. 3754, p. 66)

これまでの考察から得られた一応の帰結は、オウバーストーンの規定では、預金業務は、社会的に既存の通貨の集中、使用、分配により現実資本の移転、分配変更を行なうものだということであつた。ところでこのような把握を銀行業そのものの内部的問題としてとらえればどのようなようになるであろうか。ここではさきの資本を現実資本とのみ理解するのとは異なつたもう一つの資本概念が銀行資本というかたちで持込まれてくる。発券業務にかんして規定されたその考察視角は次のとおりである。

「わたくしはこの一節では資本なる語は、イングランド銀行がその紙券創造力から得ているところの貨幣の支配から区別された、銀行の手にある眞実資本 (real capital) から得られる貨幣の支配を意味するものとして貴方は使用されているとみなしている。同行が、通貨の急激な拡大や収縮からの害悪を生ぜしめることなしに、貸出しうると認められ

る資本のうち、貴方は同行の手に預託され、かくて他人によって同行の正しい管理のもとに委ねられている資本と、全く同行自身に属している資本とを含めている。……

イングランド銀行は、それ自らの判断により、はじめからそれ自らの資産であるもののような、あるいは他人によって同行の手に委ねられているもののような、その所持する資本を使用することは自由である。しかし同行がその紙券通貨発行力から得るところの資本、あるいはむしろ仮象的資本 (appearance of capital) を、同行は過剰発行を生ぜしめないような仕方、また条件にもとづいてのみ貸出さねばならぬ。」(A Second Letter to J. B. Smith, Esq., 1840, Tracts, pp. 188—189. 傍点——原文イタリック)

以上の論述から得られる「資本」概念は、明言されているように、銀行の立場からみたその内部での銀行資本の問題であって、そこで銀行の「真実資本」といわれているのは銀行それ自身の投下資本と借入資本(債務)である預金であり、発券は「真実資本」を上廻る「仮象的資本」の創造として区別されている。因みにここで「仮象的資本」の創造としてとえられる発券は前述した「信用の諸形態」を基礎とするものであり、金買上げのルートによるものはこれには含められない。それは発券銀行にとっての「真実資本」である。⁽¹⁸⁾

このような銀行資本における「真実」と「仮象的」の区別の視点を、これまで対象としてきた預金業務に適用すれば、それは「真実資本」の範囲内でのみ行動しうるにすぎないことになり、それをこえる「仮象的資本」の創造は全く行なえないことになる。発券＝通貨の創造のばあいには銀行はその所有する「現実」の価値をこえて追加的資本を与えうるにすぎず、預金のかたちで、すなわち貸出——預金設定という方法でのそれ(派生的預金)は認められていない。したがってこの限りでは預金は「現金」の預け入れによるいわゆる第一次の預金としてしか考えられていないわけ

ある。

預金銀行にかかる能力が否定されることと、さきの社会的に既存の通貨の集中、使用、分配による現実資本の移転、分配変更という規定をあわせて考察すれば、預金銀行の行動によっては物価—景気の一般的変動が生ぜしめられることはないわけで、生じうる変動は銀行の媒介の結果としての諸産業部門における個別的騰落にすぎないことになる。

ところが發券銀行がその發券—通貨創造力を用いて「**眞実資本**」を上廻って追加的——「**仮象的資本**」を創造しうるということは社会的には直接、既存の通貨量への追加供給を意味するから、發券銀行の行動は預金銀行のばあいとは異なつて、単に個別的な価格の騰落には止まらず、物価の全般的騰貴に導き、それによつて景気の加速因として作用することになる。⁽¹³⁾

(13) オウバーストーンが「**眞実資本**」の物的構成内容をどう規定しているかは明言されていない。散見する叙述から忖度する限りでは、預金業務にかんしては正しく「**現金**」、有価証券が含まれてゐるようであるが (Cf. A Second Letter to J. B. Smith, Esq., op. cit., p. 200)、發券業務に關説するばあいには、「**現金**」——イギリス銀行では金属貨幣 (後注 (14) 参照)——のみを意味するものごとく使用している。この相違は預金業務では、有価証券は預入された「**現金**」——彼は第一次的預金のみを考へる——の支出によつて購入されたものであることから「**眞実資本**」の構成内容をなすとされるのであり、これにたいして發券業務を論ずるばあいには、有価証券の擬制性——本来商品価値を代表する商業手形も同一視されている——が金属貨幣のもつ「**内在価値**」と対比してとらえられることによつて前者が「**眞実資本**」から除外されている。

(14) 「三九〇号。それでは貴方はこれらの投機の時期が助長され、有害な効果が生ぜしめられたのは、銀行券とは關係のない資本の前貸によるよりも、銀行券の発行によるものであったという意見なのか。——私は甚だしく大きな害悪が眞実の資本前貸によつて助長されたり、生ぜしめられたりするとは思わない。——〔過度の投機 およびそれから生じる有害な諸結果は一般に紙券通貨の過度の発行、すなわち銀行信用の不当な拡張によつて生ぜしめられ、あるいはともかくも下支えられ延引せしめられた信用の擬制

的狀態 (Fictitious state of credit) の結果である。一般的かつ広範な害悪が真実の資本前貸から生じることとはほとんどありえない。特殊のばあいには資本の前貸は、直接の關係をもつ当事者にとっては有害であり、損失を意味するかもしれない。しかしそれが害悪の限度のように思われる。真実資本の誤れる使用から生じる不都合は個別的かつ限度あるものである。産業の一般的困難はそれに先行する擬制的信用のいろいろな形態での拡張と関連している——その一形態は一八四四年以前の真実の貨幣 (real money) すなわち地金にもとづかない紙券通貨の発行であった。」(Evidence in 1857, p. 157)

以上のような発券業務と預金業務との機能の相違の主張に立脚して、イングランド銀行の発券部と銀行部への分離論が展開される。オウバーストーンにあつては銀行業はその「真実資本」の範囲内で機能しなければならない。そして困難は発券業務のうちにある。分離論の政策的主張は、彼の意図では、発券業務が「真実資本」の範囲内、つまり同行発券業務の「真実資本」たる金屬貨幣(準備)の範囲内でその變動に照応して行なわれうるような機構を確立するとうことであつた。それは具体的には次のように説明される。まず両業務が未分離の状態のばあいから始めよう。

「多くの点でその管理を同一の手に安全に委託することが不可能であるような相容れざる性質 (Conflicting nature) をもつ」「二機能がイングランド銀行内で結合されている」(Reflections, Tracts, p. 30) ばあい、同行の発券力は濫用 (abusive use) され、その「真実資本」を上廻る発券が行なわれがちである。貸出——割引および貸付——あるいは預金の引出にたいして、新たな発券によって応じられやすい。いうまでもなくこのような仕方での発券は彼の理論では銀行にとっては「真実資本」を上廻る追加的資本の創造であり、流通にとっては本来貴金屬の流通量に照応する通貨量をこえる通貨の追加供給である。

彼の言うところでは、このように発券業務と預金業務が一体として結合されているものではイングランド銀行の発券統制にたいして障害となつてゐるのは、「競争的発券銀行が存在すること」を別とすれば、「政府の不確定にして絶えず

変動する需要」と「商業の需要を充たし、一般のおよび私的信用 (public and private credit) を維持する義務」(Remarks on the Management of the Circulation; and on the Condition and Conduct of the Bank of England and of the Country Issues, during the Year 1839, 1840, Tracts, p. 135) の二つであり、とくに強調しているのはそのうちでも後者である。⁽⁹⁾ 政府の財政上の不足を補填するための公債担保による貸上は、彼の規定に従えば、「真実資本」にもとづかない、それをこえる追加的資本の創造すなわち通貨の追加供給である。また彼が最も強調する後者も、それが手形割引、貸付の仕方で行なわれようと、その点では同じことである。したがって彼の両部門分離の政策的主張は、追加的資本創造すなわち通貨の追加供給を行なわしめる契機となる右のような政府、商業界とイングランド銀行発券業務との連関を切離すという意図でなされたものであった。

ところでこのような主張は、彼の言葉を借りれば、同行が「一般のおよび私的信用を維持する義務」を負わないということ、すなわち発達した信用制度のもとでは中央発券銀行の機能となるところの、恐慌の一段階である国内貨幣恐慌に対応するため必要とされる「現金」需要を同銀行券によって充足せしめることの拒否を意味するものであった。その時期の発券は理論的には銀行の追加的資本の創造によって行なわれ、したがって社会的には正当な通貨水準をこえる部分であるというのが彼の基本的な立場であったことは言うまでもない。⁽¹⁰⁾

以上のように発券業務——発券部——にその政策的主張の論点が集中するわけであるが、これにたいして銀行部にかんしては、預金業務は「真実資本」の範囲内でのみ行動しうるにすぎず、ためにその流通に及ぼす影響はたかだか部分的、個別的なものに止まるという規定の当然の帰結として、一般の預金銀行とともに自由な競争原則に従がって行動することが推奨される。(Cf. Evidence in 1857, Q. 3648, p. 11.)

この主張は、さきの国内貨幣恐慌時における「一般のおよび私的信用を支持する義務」の拒否とともに、国内信用制度においてイングランド銀行の独自の機能、およびそれに発する行動原則を結果的には否定することになつていゝ。歴史的にみれば、同行への發券集中、同銀行券の「現金」化を基礎として同行は信用の「最終的拠点」となる。この事実⁽¹⁵⁾に立脚する政策ルールの定式化が、⁽¹⁶⁾「⁽¹⁷⁾パーマーによる一八三二年の、イングランド銀行は受動的にのみ行動し、平時には割引市場の外に止まり、緊張時 (in time of stress) には市場の追加資金需要に応じて割引の銀行とならなければならぬ」(Evidence in 1832, Q. 72—83, 178—188, in Feaveyear's The Pound Sterling, p. 231, cf., J. W. Gilbart, The History, Principles and Practice of Banking, Vol. I, p. 371) といふ提言である。オックスフォードの銀行部にたいする自由競争原則の適用の主張が、この政策ルールを否定するものであることは、それが政策的に実現された一八四四年の銀行条例のもとで、銀行部が一般預金銀行との競争的立場に立つて割引率を引下げるといふ手段に訴えて積極的に市場へ進出し、その結果、条例にもとづく發券制限とも相まって、一八四七—八年の貨幣恐慌の激化を招来したといふ事実のうちにも看取される。⁽¹⁷⁾以上の点からみれば彼がイングランド銀行の中央銀行化を發券集中のみに集約してとらえていることの誤りは明らかである。「『今日では逆説的にみえるかもしれないが』、疑いもなく、イングランド銀行の中心地位を強調し、強化したところの条例 (一八四四年銀行条例を指す——引用者) の最初の効果は『同行をして以前より中央銀行たる程度を弱めたこととてあつた。』」(King, History of the London Discount Market, p. 103, in J. Clapham's The Bank of England, A History, Vol. II, p. 188) 小論の分析はこのような誤りがオックスフォードの發券業務と預金業務の理論的把握のうちにすでにその萌芽を有するものであることを示したに止まる。

(15) 因みに言えば、オックスフォードにおいては、發券統制の障害となると言われているのは、本文中で指摘したように、政府およ

び商業界との連関であるが、彼が実際に強調し論じているのは後者である。これにたいして、リカアドゥにおいては、政府財政当局との連関、それからの発券当局の独立性のみが主張されている。等しく発券業務の分離を主張しながらも両者のあいだには、兌換停止下の銀行券減価(リカアドゥ)・景気変動(オウバアストーン)という対象の相違に応じて防がるべき障害も異なっている(Cf., D. Ricardo, *Plan for the Establishment of a National Bank, Works, Vol. IV, pp. 281—289*. 拙稿「兌換と発券の調整——リカアドゥ発券制度論の問題点」『経済学研究』第二十五巻第一号、六五—六六ページ参照)。

(16) オウバアストーンではこのように国内貨幣恐慌緩和のため発行される銀行券——支払手段「現金」——は、その機能上の流通手段との差異を無視して、銀行の「真実資本」を上廻る追加的資本の創造によって行なわれ、したがって社会的には均衡状態のもとでの一国の貴金屬量に照応する通貨量をこえる部分として規定される。この理論的立場による限り、彼は一八四四年条例の制定のさい、および引続いて問題とされた「発行緩和条項 (Relaxing-Power)」それにもとづく「制限外発行 (extra issue)」は是認すべきないことになる。すなわち彼の言うところでは逼迫 (pressure) は過剰取引を正常な取引水準に復帰せしめる限りでは「有益かつ健全な (salutary and wholesome) 効果」をもたらすものであり、「制限外発行」はこの効果の到来を人為的に遅延せしめるものとされた (Cf., *Evidence in 1857, Q. 3654, 3655, The Petition on the Merchant, Bankers, and Traders of London, against the Bank Charter Act, 1847, Tracts, pp. 302—303*)。だが現実的には「制限外発行」の必要を全く否定しているわけではない。そしてそれを原理的には予測しがたい、したがって原理に立脚している銀行の統制によっては対処不可能な国内パニックの時期——一八四七年も一七九三年の対仏開戦を契機とした政治的不安によるパニックと同列に論じられる——にのみ必要な「政府の一時的な干渉」という把握においてのみ認める。「危険の第一の種類のもの (為替相場の不利、金の国外流出——引用者) は原理にもとづいて対処できるものであり、したがってそれによる兌換停止の危険にたいしては立法が備えを行なっている (一八四四年条例を指す——引用者)。危険の原因は対処不可能なものである。国内パニックからくる銀行券の兌換停止を防止する有効な手段はな……。」(*Evidence on Commercial Distress, in 1848, Q. 5287, Tracts, p. 634*)。そして国家による一時的な干渉は具体的には「事実上、それは個人信用 (individual credit) の代りに政府信用 (credit of Government) を介入せしめること」(Op. cit., Q. 5157, p. 906)と規定された。

これまで考察してきたところではオウバアストーンにおいては発券集中という点にかんしてはイングランド銀行の中

中央銀行化が高調されるにかかわらず、国内流通、信用制度にたいする、發券集中にもなって生じてくるその独自の機能——国内貨幣恐慌に対処する機能——を拒否する傾向が存在していた。それは銀行業務にかんする誤った理論にもとづくものであった。しかしながらこの国内貨幣恐慌に対処する機能の拒否が一つの政策的主張としてあらわれるばあいには、その理論は政策の正当性を支える根拠としての意味をもってくる。

国民的信用制度の發達は世界貨幣からの国民的通貨の独自化を單なる金屬鑄貨流通の段階よりは一段と高度ならしめる。世界貨幣と国内貨幣との機能上の差異はこの段階では前者の貨幣金にたいし後者の紙券——信用貨幣という形態上の分化となつてあらわれてきている。さきの中央發券銀行の国内貨幣恐慌に対処しうる能力——同銀行券が一般的支払手段化にもとづく——と「義務」はこの独自化にもなつて生じるものにほかならない。しかしながら他方において産業資本主義の確立によつて商品交換の、国境をこえ、普遍的に展開する性格が一段と明確にあらわれるとともに、商品交換を円滑に行なわしめるためには独自化された国内通貨の世界貨幣への轉換が制度上保証されなければならない。發達せる信用制度のもとでは中央銀行券の兌換性にこの制度的要件が附着せしめられる。かくて中央發券銀行は二重の機能——しかも僅かな金——貨幣基礎の上に形成されるという信用制度の本質からすれば必ずしも両立しえないところの、兌換性の維持と国内貨幣恐慌に対処するための發券——「現金」供給——を行なわなければならない。

オウバーストーンが後の機能をとることを拒否する傾向を示すことは、さきの兌換性の維持、それによつて國際的信用連繫を基礎として展開する國際的貨幣恐慌からの国民的信用制度の混乱を防ぐということを政策の基本的目標とするためであつたと言えよう。このばあい、これまで考察してきた彼の理論はそのことの正当性を論証する支柱としての役割を果していることになる。